

◎新潟県教育委員会訓令第1号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、平成28年2月1日から実施する。

平成28年1月29日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>(育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例)</u></p> <p>第7条の2 <u>校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間(以下「特定勤務時間」という。))又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設その他別に定める事業を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員</u></p> <p><u>2 前項の規定は、一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、その子を養育する」とあるのは「一般職員勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第7条 (略)</p>

る。

3 校長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。